平成２５年（フ）第１４９５号
名古屋市東区矢田３丁目９番13号
破産者　成田　貴美
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３１９号
大阪府貝塚市澤731番地エステートピア二色ノ浜101号
破産者　十河　保生
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
広島市中区舟入幸町22番４号
破産者　井上　榮藏
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
佐賀県唐津市西旗町４番17―103号　パルＨＡＭＡＤＡ
破産者　今里　雄一
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第６３０号
熊本市中央区三郎１丁目５番31号　白石アパート103号室、前住所福岡市東区和白丘１丁目19番29―209号
破産者　白石　一夫
1　決定年月日　平成26年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５５号
北海道枝幸郡枝幸町歌登西町120番地67
破産者　多田　治人
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５６号
北海道枝幸郡枝幸町歌登西町120番地67
破産者　多田ミチ子
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８４号
釧路市共栄大通９丁目１番132号　共栄パレス302号
破産者　井岸　信子
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６５号
茨城県ひたちなか市大字足崎1458番地395スズキコーポ201号
破産者　糸山　義昭
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２１２号
静岡県浜松市中区上浅田２丁目６番21号
破産者　今井　信雄
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
福岡県北九州市八幡西区金剛３丁目14番20号102号、開始決定時の住所岡山市中区湊1191
破産者　大島　直子（旧姓川原）
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２６７号
広島市南区丹那町16番８号、申立時の住所広島市南区丹那町65番10号
破産者　白井　郁雄
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６８号
広島市南区丹那町16番８号、申立時の住所広島市南区丹那町65番10号
破産者　白井今日子
1　決定年月日　平成26年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４３７号
広島市南区的場町１丁目７番13―202号
破産者　株式会社千田屋
1　破産債権の届出期間　平成26年４月３日まで
2　一般調査期日　平成26年５月13日午後３時
平成26年３月４日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３５号
大阪市港区港晴２丁目10番５号　ハイツ天保山202号
破産者　寺岡　孝浩
1　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
2　一般調査期日　平成26年５月15日午後３時30分
平成26年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２３号
大阪市東淀川区淡路３丁目14番８号　ピーチテラス西原５階
破産者　原口　政明
1　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
2　一般調査期日　平成26年５月15日午後３時30分
平成26年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９６号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目22番13号グリーンハイツ６―Ｄ、前住所大阪府泉北郡忠岡町高月南２丁目４番１号
破産者　冨岡建設こと　富岡　良造
1　破産債権の届出期間　平成26年４月４日まで
2　一般調査期日　平成26年５月27日午後１時30分
平成26年３月５日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１６０５号
大阪府東大阪市水走５丁目６番１号
破産者　白鳳株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年４月７日まで
2　一般調査期日　平成26年５月19日午後３時
平成26年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部